

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」に伴う組織の検討状況について

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」に伴う組織の検討状況について、現時点での内容を報告します。

1 検討の経緯

「将来に向けた持続可能な区役所への改革」（以下「区役所改革」といいます。）による総合支所から部への業務集約に伴い、保健福祉分野、子ども分野及び街づくり分野を中心に、部の組織改正を行う予定です。改正案の検討に当たっては、各分野の関係課に調査やヒアリング等を実施した上で、業務の専門性や継続性を確保し、将来にわたり安定的かつ効率的に業務を執行できる組織との視点で検討を進めています。

2 庁内全体の組織図

別紙のとおり

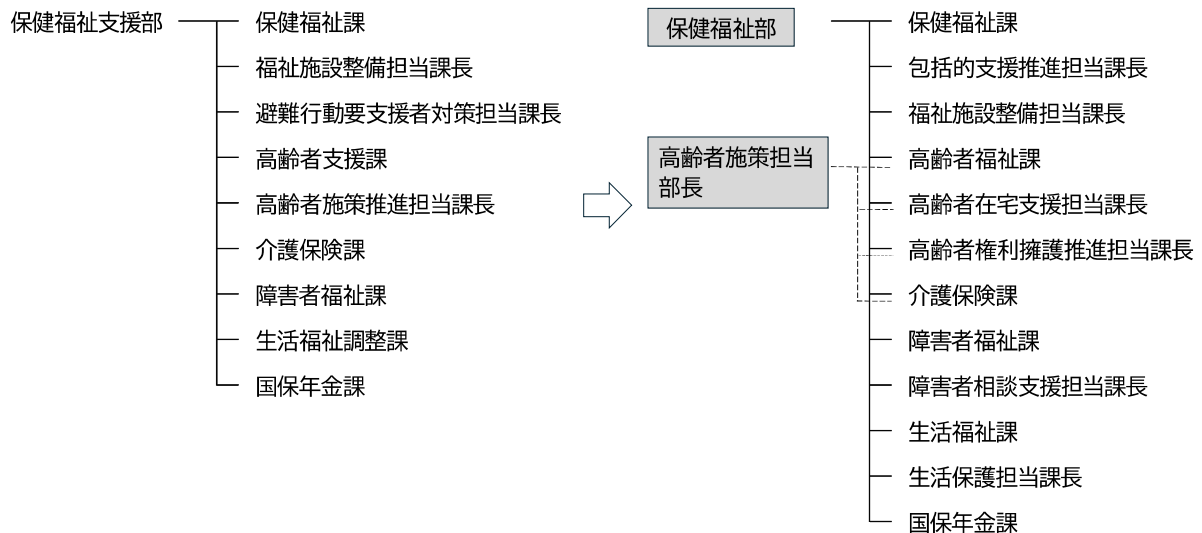
※現時点での案であり、今後の調整で変更となる場合があります。

3 主な検討状況

（1）保健福祉部

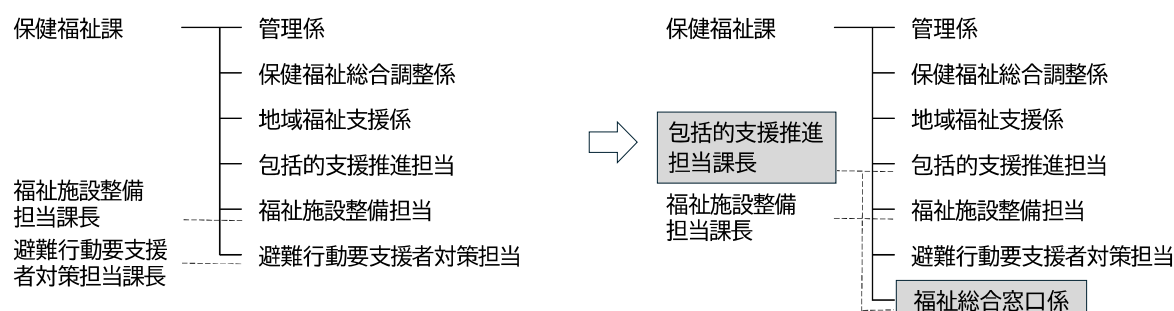
現行の「保健福祉支援部」については、区役所改革の趣旨を踏まえ、名称を「保健福祉部」とします。

また、高齢者のいきがいづくりや権利の擁護等、高齢者福祉施策の推進のため、「高齢者施策担当部長」を設置します。



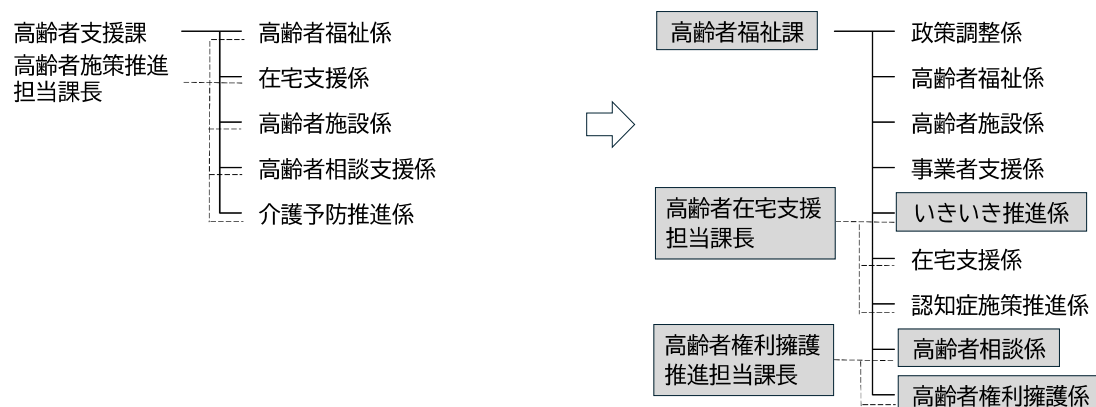
① 保健福祉課

福祉総合窓口業務の管理等を行うため、「包括的支援推進担当課長」を設置するとともに、職員が部に所属して各総合支所庁舎の窓口で勤務する「福祉総合窓口係」を設置します。



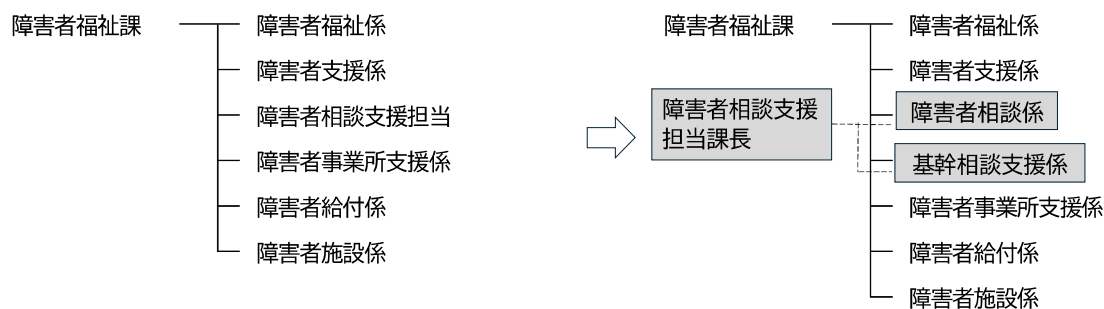
② 高齢者福祉課

総合支所の高齢者福祉に関する業務（いきいきプラザの管理、成年後見区長申立等）を集約して執行するため、「いきいき推進係」、「高齢者権利擁護係」等を設置します。また、課名を「高齢者支援課」から「高齢者福祉課」に変更するとともに、「高齢者在宅支援担当課長」及び「高齢者権利擁護推進担当課長」を設置します。



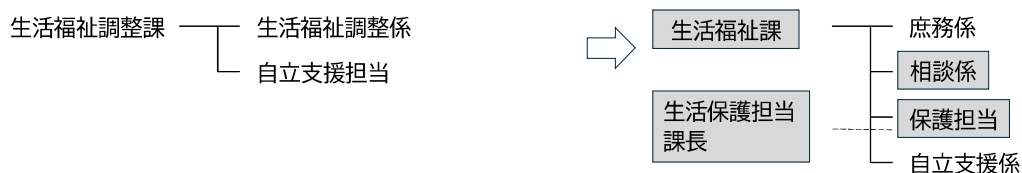
③ 障害者福祉課

総合支所の障害者福祉に関する業務（各手帳の交付申請や各種給付の申請等）を集約して執行するため、「障害者相談支援担当課長」を設置するとともに、「障害者相談係」及び「基幹相談支援係」を設置します。



④ 生活福祉課

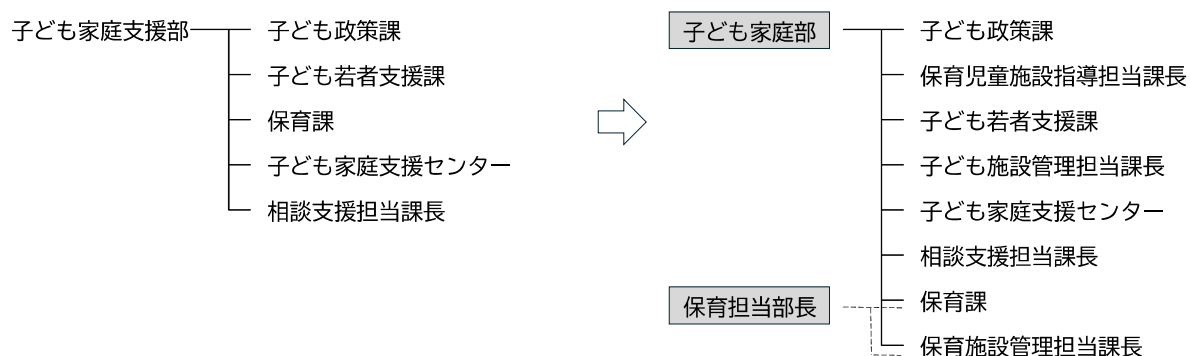
総合支所の生活保護に関する業務を集約するとともに、相談機能と保護実施機能を分けることで、それぞれの専門性を向上し、的確で効率的に業務を執行するため、「相談係」と「保護担当」を設置します。また、課名を「生活福祉調整課」から「生活福祉課」に変更するとともに、「生活保護担当課長」を設置します。



(2) 子ども家庭部

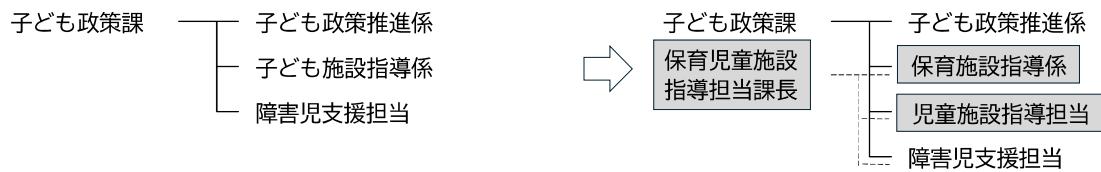
現行の「子ども家庭支援部」については、区役所改革の趣旨を踏まえ、名称を「子ども家庭部」とします。

また、区立保育園の計画等、保育施策に関する業務を推進するため、「保育担当部長」を設置します。



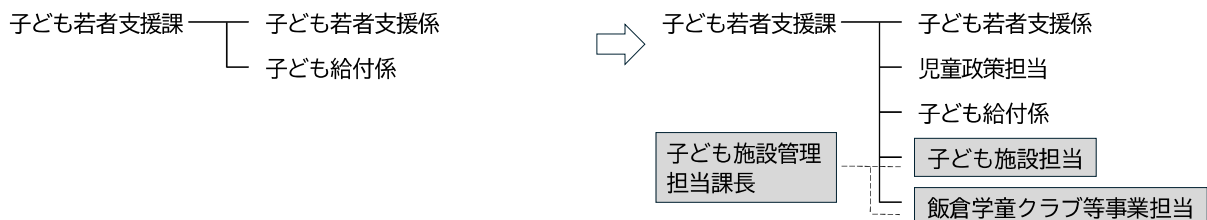
① 子ども政策課

児童福祉施設の指導検査並びに区立保育園への助言及び指導等の業務を執行するため、「保育児童施設指導担当課長」を設置するとともに、「保育施設指導係」及び「児童施設指導担当」を設置します。



② 子ども若者支援課

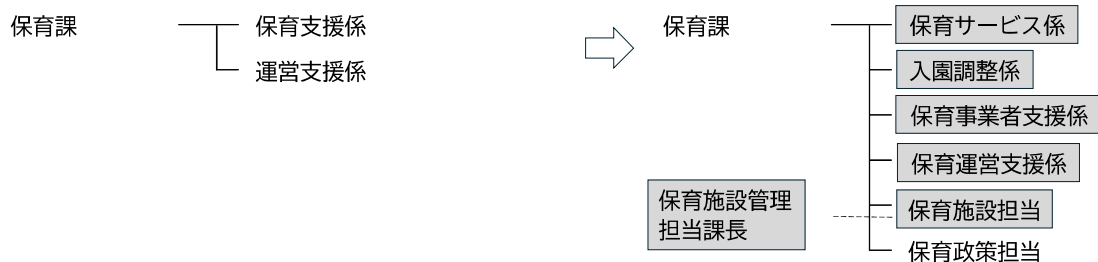
総合支所の児童館及び子ども中高生プラザの管理・運営等に関する業務を集約して執行するため、「子ども施設管理担当課長」及び「子ども施設担当」を設置します。また、麻布地区総合支所の「管理課」から「飯倉学童クラブ等事業担当」を再編します。



③ 保育課

総合支所の保育に関する業務（保育の必要性の認定、認可保育園等の入所等）を集約して執行するため、現行の「保育課」の各係を再編し、「保育サービス係」、「入園調整係」、「保育事業者支援係」等を設置します。

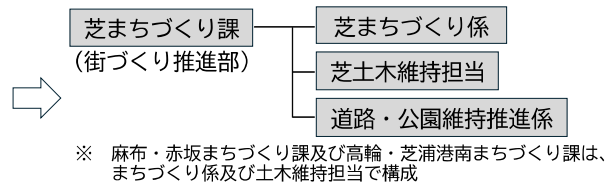
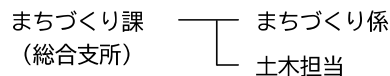
また、区立保育園の維持・管理に関する業務等を執行するため、「保育施設管理担当課長」及び「保育施設担当」を設置します。



(3) 街づくり推進部

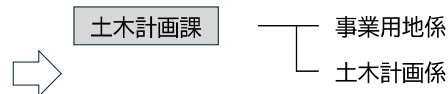
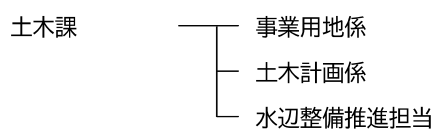
現行の「街づくり支援部」については、区役所改革の趣旨を踏まえ、名称を「街づくり推進部」とします。

また、土木施設の維持や管理等に関する業務を専門的に執行するため、「土木管理担当部長」を設置します。あわせて、水辺や道路、橋りょう等の計画や整備等に関する業務を専門的に執行するため、「水辺・土木整備担当部長」を設置します。



③ 土木計画課

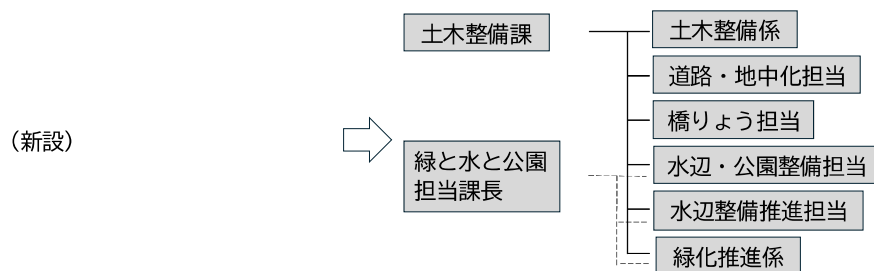
現在の「土木課」における水辺整備に係る分掌事務を再編し、課の名称を「土木計画課」とします。



④ 土木整備課

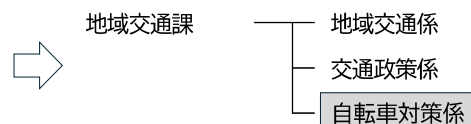
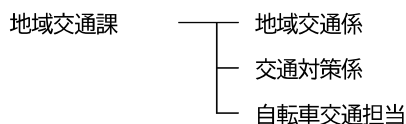
道路、電線地中化、橋りょう等に関する業務を集約し、専門的に業務を執行するため、「土木整備課」を設置するとともに、「土木整備係」、「道路・地中化担当」及び「橋りょう担当」を設置します。

また、公園、児童遊園及び緑地に関する業務や水辺に係る計画及び緑化推進事業の計画に関する業務等を執行するため、「緑と水と公園担当課長」を設置するとともに、「水辺・公園整備担当」を設置するほか、現在の「土木課」から「水辺整備推進担当」、現在の「環境課」から「緑化推進係」を再編します。



⑤ 地域交通課

自転車等駐車場に関する業務等、区役所改革による分掌事務の見直しにより、現在の「自転車交通担当」を「自転車対策係」に変更します。



4 今後のスケジュール（予定）

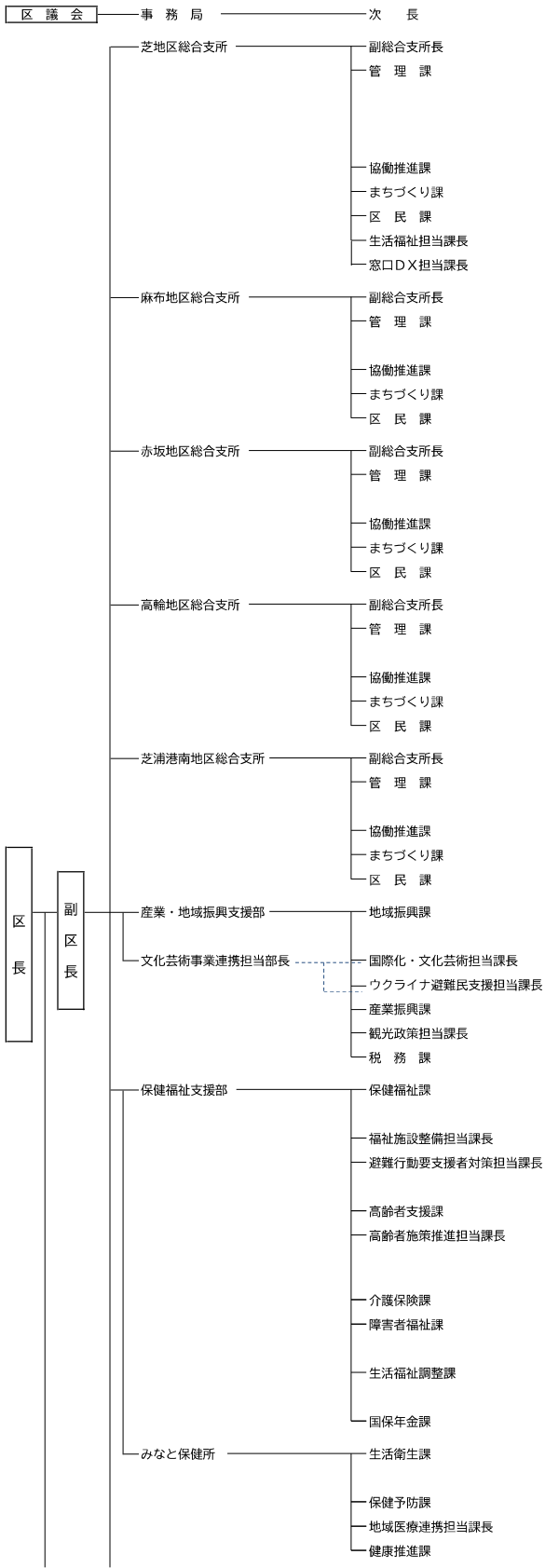
令和8年 7月 総務、保健福祉、区民文教、建設常任委員会（検討状況報告）

11月 第4回港区議会定例会（条例改正）

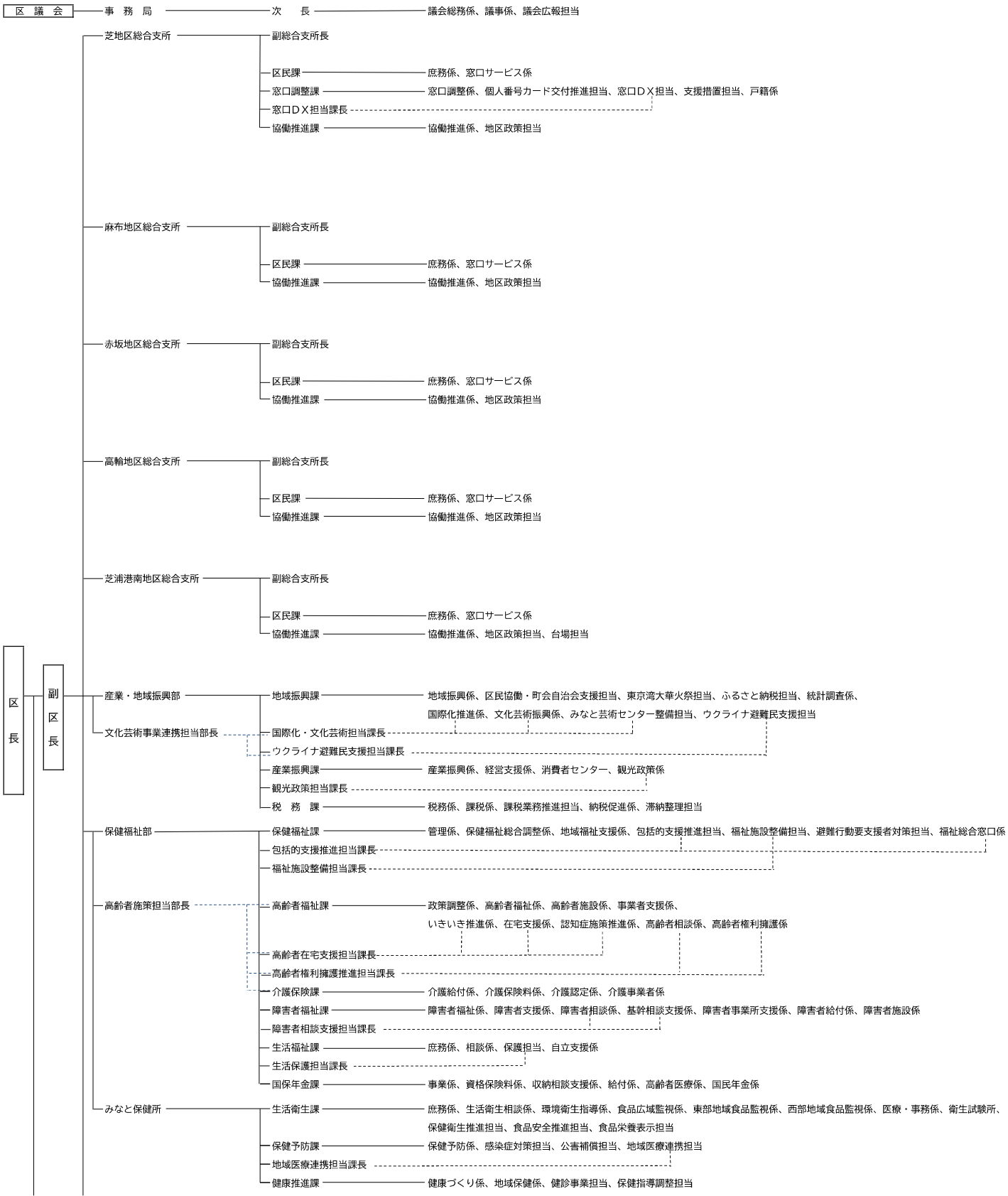
令和9年 4月 組織改正実施

組 織 図

【現 行】



【変更案】



別 紙

